規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の雇用保険法第73条
規制の名称	複数の事業所において雇用される労働者への雇用保険の適用を申し出た労働者に対する事業主による不利益取扱いの禁止
規制の区分	改正
担当部局	職業安定局雇用保険課
評価実施時期	令和2年1月
規制の目的、内容及び必要性	【規制の目的、内容】現行制度では、雇用保険は、適用事業に雇用されている労働者を対象とする一方、週の所定労働時間が20時間未満である者は適用除外とされており、当該所定労働時間については、単一の事業主に適用事業で週20時間以上となるか否かを判断している。そのため、現状、複数の事業所で雇用されている労働者(以下「マルチジョブホルダー」という。)のうち、いずれか1つの事業主に適用事業で週の所定労働時間が20時間以上である労働者には、雇用保険が適用されるが、いずれの事業主の適用事業においても週の所定労働時間が20時間以上である労働者(以下「短時間マルチジョブホルダー」という。)には、その合計が20時間以上となる場合であっても、雇用保険が適用されていない。改正案では、昨今の雇用の在り方の多様化の結果として増加している65歳以上の短時間マルチジョブホルダーが、①2以上の事業所で雇用される65歳以上の者であること、②1つの事業所での週所定労働時間が20時間未満であること及び③2つの事業所での週所定労働時間の合計が20時間以上であることの要件を満たした場合に、当該者に対して新たに雇用保険を適用するもの(改正後の雇用保険法第37条の5)。 【規制の必要性】適用に当たっては、短時間マルチジョブホルダーの週所定労働時間の合計が20時間以上かどうかは労働者本人しか把握することができないことから、本人から厚生労働大臣(公共職業安定所長)への申出を要件とするが、本規制は、事業主を雇用する労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを新たに義務付ける(改正後の雇用保険法第73条)ものである。 当該措置を行わない場合は、申出をしたことを理由とした不利益取扱いにより、短時間マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用の実効性が担保されない場合は、申出をしたことを理由とした不利益取扱いにより、短時間マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用の実効性が担保されないおそれがある。
直接的な費用の把握	遵守費用として、事業主において、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用申出を行った労働者に対して雇用保険を適用するための手続きに係る費用が生じる。 行政費用として、国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、事業主がマルチジョブホルダーへの雇用保険の適用申出を行った労働者に対する不利益取扱いをしていないか確認を行う費用が発生する。
直接的な効果(便益)の 把握	マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用申出を行った労働者に対する不利益取扱い禁止措置が実現され、これらの者に対する雇用保険の適用の実効性が担保される。
副次的な影響及び波及 的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把 握	改正案の導入により、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用申出を行った労働者に対して雇用保険を適用するための手続きに係る費用等が生じるものの、その不利益取扱い禁止が実現され、これらの者に対する雇用保険の適用の実効性が担保できるようになるため、増加する費用を上回る便益を得られると考える。
代替案との比較	代替案として、マルチジョブホルダーへの雇用保険の適用申出を行った労働者に対する不利益取扱いの禁止を努力義務とし、あわせて違反時の事業主に対する罰則を設けない、任意規定にとどめることが想定される。この場合、任意規定となることで、マルチジョブホルダーへの雇用保険適用の申出を行った労働者に対する不利益取扱い禁止の効果は限定的なものとなり、これらの者に対する雇用保険の適用の実効性が担保されないことから、改正案と同程度の便益は期待できないものと考え、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。
その他の関連事項	「雇用保険部会報告書」(令和2年12月15日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)において、次のとおり報告されている(別紙参照)。
事後評価の実施時期等	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途とし、改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けていることから、この検討の際に必要に応じて評価を実施する。